

## 茂原市農業委員会第12回総会議事録

1 開催日時 令和7年12月9日(火) 午後1時30分から

2 開催場所 茂原市役所102会議室

3 出席委員 12名

1番 麻生晴美	3番 川嶋孝市
4番 牧野豊	5番 深山理
6番 森川善仁	7番 齋藤輝児
8番 小川克巳(第二副小委員長)	9番 糸久敏秀
10番 小高一夫(第一副小委員長)	11番 光橋正人(第二小委員長)
13番 杉浦文子(会長職務代理者)	14番 鬼島一郎(会長)

出席推進委員 15名

平野芳之	加藤古志郎	島田喜昭	小高明
若菜敏郎	林壽一	深山文雄	風戸茂樹
河野喜昇	伊東忠司	小倉敏行	長谷川理成
鬼原一	金澤哲	杉崎茂	

4 事務局職員 4名

事務局長 岡田公一	局長補佐 加藤栄一	係長 芝崎一郎
主事 奥山泰成		

5 会議に付した議案

- ・農地法第3条の規定による許可申請について 7件
- ・農地法第5条の規定による許可申請について 2件
- ・農用地利用集積等促進計画案の意見について

6 報告

農地法第3条の3の規定による届出について  
軽微な農地改良の届出について  
地目変更登記申請に係る照会について  
その他

## 7 総会要旨

- 局長 定刻となりましたので、ただ今より茂原市農業委員会第12回総会を開催させていただきます。本総会の出席者は農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の過半数の出席がございますので、本総会が成立したことをご報告いたします。
- 本日の案件につきましては、農地法第3条の規定による許可申請が7件、農地法第5条の規定による許可申請が2件であり、合計9件となっております。また議案第10号では、農用地利用集積等促進計画案の意見についてご審議させていただきます。その後、事務局より報告事項がございます。それでは議事に入ります。議長は茂原市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、会長が総会の議長となることから、鬼島会長に議長をお願いいたします。それでは鬼島会長お願いいたします。
- 会長 ただ今より第12回総会を始めさせていただきます。議事に入る前に本日の議事録署名人について私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。(異議なしの声) 本日の議事録署名人は11番光橋委員、13番杉浦委員にお願いしたいと思います。なお、議案の説明及び書記は事務局にお願いします。
- まず初めに農地法第3条の7号議案について、賃借人をお呼びしておりますので、事務局の説明の後、入室させていただきます。その後、ご審議いただきます。
- 事務局 7号議案です。申請地は、千町字八間野地先外2筆、田2, 438㎡、畑96㎡の合計2, 534㎡を賃貸借にて借り受けようとする申請です。賃借人は東郷の★★さん、賃貸人は千町の★★さんです。申請理由は、知人の所有地で形の良いまとまった農地であり、自宅から近いためとのこと。営農計画として、借り受ける農地にてオクラ・ニンジン・ダイコン・ソラマメの栽培をします。
- ここで営農計画のチェック表をご覧ください。経費として種代、燃料代、資材費等で18万円を見込んでおります。生産した作物は、農産物直売所やインターネット通販、軒先販売により115万円の売上げを見込んでおります。
- 次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在賃借人が耕作に供すべき農地はありません。主な機械の保有については、現在は所有しておらず、将来的には経営規模拡大した際に、トラクター、管理機を購入予定です。労働力、技術については、世帯員1名で従事します。農作業常時従事要件については、280日以上となっております。周辺地域との関係について、農薬は使用せず雑草の管理を適切に行うとのこと。
- その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。説明は以上でございます。
- 会長 小委員会からの報告をお願いします。
- 第一副小委員長 小委員会の審議結果を報告します。7号議案、千町の件ですが、新規就農ですので総会に出席いただき説明してもらおうということとなりました。以上です。
- 会長 ご本人が来ておりますので、お入りいただいて話しをお聞きしたいと思います。
- (★★氏、入室)
- 会長 今日は大変お忙しいところ、ご足労いただきましてありがとうございます。農業委員会の鬼島と申します。よろしくお願いいたします。
- 営農計画を見させていただきまして、準備万端で様々な勉強をしてきているようですので、ぜひ成功していただきたいと願っておりますが、申請によると農薬を全く使わないとありますが。

- ★★氏 農地の使用方法としては、そういう計画です。
- 会長 現在は一宮町の農業法人でアルバイトをしているとのことですが、そこも無農薬で栽培しているのですか。
- ★★氏 はい。そうです。
- 会長 私も若干、そら豆なんかも栽培していますが、やはり農薬を使わないと虫がついてしまいなかなかうまくできないです。どのように対処していますか。
- ★★氏 対処としては手作業で防いだりネットをかけたりしていますが、収量の点においては、十分な量ではなく減ってしまうのは見込んでいて、それでも全く収穫できないことは経験上では無いので、きちんと出来たものを正規品として流通させて、虫が食ってしまったものは加工して商品にしていくという形で進めていきたいと考えております。
- 会長 今回、畑で色々な野菜を作っていくとの計画で、耕運は施さない耕法で進めていくとのことですが、同じようにやっている所、若しくはその経験がありますか。
- ★★氏 経験はあります。こちらも収量という点では基準どおりのものは見込めないですが一応生育するという経験はありますので、その見込みで考えております。
- 会長 ありがとうございます。他にお聞きになりたい方がいればお願いします。★★委員どうぞ。
- ★★委員 いま、会長とのやり取りで説明があった様に、5年位前にこの場所に来た時に不耕地でやっていると話があって、現地は私も毎日のように通りますので良く知っています。近所の方からもあれでやっていけるのかと思っている方もいて、気にしていたのですが、いろいろ説明を聞いてみるとそれなりの農法の一つだとのことで、山武地域では無農薬や不耕地でやっている所が結構ありまして、ただ経済的に大変だなどと思っていますからアルバイトしながらでやっていますが、早く一本立ちできるようにとっていて、今回の申請に対して違和感自体はないというのが私の考えでございます。
- 会長 年齢からしても新規就農での国の支援策が受けられると思いますが、そういう考えはなかったですか。
- ★★氏 ちょっと説明させていただくと、昔茨城県で農業修行のために移住しまして、こちらで教わりながら新規就農者として一度就農しました。就農したんですが、いろんな事情があって断念して中断して、既に5年が経ってしまいましたので、この前農政課にも確認を取ったんですが、2ヶ所で新規就農者にはなれないということでした。
- 会長 そういう経緯があるんですか。他にお聞きになりたい方がいればお願いします。★★委員どうぞ。
- ★★委員 現場を見せていただいたんですけど、まだ夏のものが残ってしまっていて、あれってこれからどうなるんですか。
- ★★氏 あれは、固定品種の種取りをしています。今の使い方というのは、その営農を考えた使い方ではなくて種取りと、あと土を作るということで根っこに寄生する菌根菌を増やして、それを利用して不耕地という栽培を考えています。さきほど★★委

員からもお話をいただいたんですが、あの場所は5年程、種を取ったり菌を増やして土を良くすることをしていて、そこに関してはそういう形で使っていきたいと考えていて、今後は畑を増やしていきたいと思っています。

★★委員 整理しますと、不耕起で積極的に除草もしないで育てるということですか。

★★氏 作物を作る場所と通路部分は分かれておりまして、通路は草を管理するということで、あと作物が草に飲み込まれないようにある程度、強弱をつけて管理をしていきます。作物周りは少し草があった方が共生菌をうまく利用できるという考え方ですので、そういうやり方になります。

★★委員 よく草が伸びてくると、草を潰して畑を作るという作り方をしている方もいるみたいですけど、そんな感じですか。

★★氏 草の管理に関しては、ハンマーナイフとかモアみたいなものが手に入ればそういうものを使用したいと思っていますが、今のところ刈払機でやっております。

★★委員 以前、自然農法の本で福岡さんという方が書いた「わら一本の革命」というのがありますが、その農法と同じような感じですか。

★★氏 部類としては同じ考えで、技術とかは少しマイナーチェンジしたところがありますが、大筋としてそちらの流れのものです。

★★委員 そうすると種なんかも地元にあったものが出来るまでやると。

★★氏 そうですね。種を更新していくとその土地に合った強いものを残していきますので、考え方として虫とかに対しても強くなっていくということです。更新していく過程で馴染んでいくと菌根菌が増えていき元気に育つようになります。

★★委員 新規就農ということで熱意もあり若くて、これからもずっとやっていくんだと思いますが、農業者年金というのは知っていますか。

★★氏 具体的には知らないです。

★★委員 農業をやっている方については、そういう制度もありますから詳しくは事務局の方で聞いてもらうといいんですが、この際ですからちょっと目を通して考えてもらうといいかなと思います。

会長 他にございますか。よろしいですか。他にないようですので、これで意見聴取を終了します。今日はお忙しいところありがとうございました。

(★★氏、退室)

会長 7号議案、★★委員いかがでしょうか。

★★委員 賃借人は賃貸人と知り合いだそうで、5、6年前から耕作してもらっているようなことで、自然農法は良いと思いますので問題ないと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 登記地目は田と畑となっておりますけれども、現地は畑になっておりました。草が生えていたり耕していなかったりとありましたが、今日、本人から話を聞いたりして

経済的には大変かもしれませんが、栽培方法の一つとして実践されているということですのでぜひ頑張ってくださいと思います。許可でよろしいと思います。

会長

他にご意見はございますか。よろしいですか。7号議案ですが、意見のとおり許可ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは7号議案は許可ということで決定いたします。続きまして農地法第3条の規定による許可申請について1号から6号議案の説明を事務局よりお願いします。

事務局

説明に入ります前に議案書の修正をお願いいたします。

議案書の議案番号4番の当事者が買受人・売渡人と記載してありますが、こちらを譲受人・譲渡人へ変更をよろしくをお願いいたします。

はじめに1号議案です。申請地は萱場字前原地先外4筆、田10㎡、畑377㎡の合計387㎡を売買しようとする申請です。買受人は法目の★★さん、売渡人は萱場の★★さんです。申請理由は、隣接する住宅に転居を予定しており同一敷地内で耕作しやすいためとのことです。営農計画として、買い受ける農地にてジャガイモ・トマト・ナス・キュウリの栽培をします。

ここで営農計画のチェック表をご覧ください。経費として種代、肥料代等で3千円を見込んでおります。生産した作物はすべて自家消費となります。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地はありません。主な機械の保有については、耕運機、草刈機を各1台所有しております。労働力、技術については、世帯員3名で従事します。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。周辺地域との関係について、農薬を使用する場合は地域の基準に従うとのことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして2号議案です。申請地は、粟生野字下ノ台地先外3筆、畑4,443㎡を売買しようとする申請です。買受人は大網白里市の★★さん、売渡人は銚子市の★★さんです。申請理由は、自作地に隣接しており耕作しやすいためとのことです。営農計画として、買い受ける農地にて水稻の苗の栽培をします。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち農地法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。大網白里市農業委員会より耕作証明願が提出されております。

主な機械の保有については、トラクターを3台、コンバイン、田植機を各1台所有しております。労働力、技術については、世帯員3名で従事しております。農作業常時従事要件については、300日以上となっております。周辺地域との関係について、農薬の散布はビニールハウスの中でのみ行うとのことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして3号議案です。申請地は、粟生野字大堀田地先外1筆、田1,184㎡を売買しようとする申請です。買受人は粟生野の★★さん、売渡人は千葉市の★★さんです。申請理由は、申請地は自宅から近く利便性が高く耕作しやすいためとのことです。営農計画として、買い受ける農地にて水稻の作付けをします。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち農地法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、トラクター、コンバイン、田植機を各1台所有しております。労働力、技術については、世帯員1名で従事しております。農作業常時従事要件については、200日以上となっております。周辺地域との関係について、農薬の使用については地域の基準に従うとのことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして4号議案です。申請地は、中善寺字一ノ関地先外1筆、畑468.33㎡を贈与しようとする申請です。譲受人は中善寺の★★さん、譲渡人は同じく中善寺

の★★さんです。申請理由は、自宅に隣接しており家庭菜園に適しているためとのことです。営農計画として、譲り受ける農地にてサツマイモ・落花生・ナス・ピーマンの栽培をします。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在譲受人が耕作に供すべき農地のうち農地法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、耕運機、草刈機を各1台、動力噴霧器を2台所有しております。労働力、技術については、世帯員3名で従事します。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。周辺地域との関係について、農薬を使用する場合は地域のルールに従うとのことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして5号議案です。申請地は、八幡原字水押地先、田168㎡を売買しようとする申請です。買受人は八幡原の★★さん、売渡人は同じく八幡原の★★さんです。申請理由は、自宅に隣接しており家庭菜園に適しているためとのことです。営農計画として、買い受ける農地にてダイコン・カブ・ニンジン等、野菜の栽培をします。

ここで営農計画のチェック表をご覧ください。経費として種代、肥料代、農薬代で3万4千円を見込んでおります。生産した作物はすべて自家消費となります。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地はありません。主な機械の保有については、耕運機1台の借用を予定しております。労働力、技術については、世帯員1名で従事します。農作業常時従事要件については、180日以上となっております。周辺地域との関係について、農薬の使用方法は地域のルールに従うとのことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして6号議案です。申請地は、下永吉字西片前地先、田1,120㎡を売買しようとする申請です。買受人は下永吉の★★さん、売渡人は東郷の★★さんです。申請理由は、自宅から近く耕作しやすいためとのことです。営農計画として、買い受ける農地にて水稻の作付けをします。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち農地法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機を各1台所有しております。労働力、技術については、世帯員1名で従事しております。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。周辺地域との関係について、隣接農地は自己所有農地ですので影響はないとのことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

説明は以上でございます。

会長 小委員会からの報告をお願いします。

第一副小委員長 小委員会の審議結果を報告します。1号議案、問題なく許可となっております。2号議案、問題なく許可となっております。3号議案、問題なく許可となっております。4号議案、贈与の申請ですけど、問題なく許可となっております。5号議案、問題なく許可となっております。6号議案、問題なく許可となっております。以上です。

会長 1号議案、★★委員いかがでしょうか。

★★委員 ここは敷地内にある畑で、花を作っておりましてきれいになっていますので、許可でよろしいと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 私も現地を見ましたが、隣接する住宅に引っ越してくるということだそうなのです。

で、敷地内で隣接している農地では家庭菜園がぴったりだと思いますので、許可でよろしいと思います。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。1号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは1号議案は許可ということで決定いたします。続きまして2号議案です。★★委員いかがでしょうか。

★★委員 すぐ隣りに大きな作業小屋、事務所、ハウス等が何棟か建っているんですが、多分それを増やして大きくやっということじゃないかと思っておりますので、問題ないと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 買受人はお米屋さんをやっているんで、ここに育苗ハウスを建てることによって、隣りにも既に何棟か建っていますし、きれいになっていますので許可でよろしいと思います。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。2号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは2号議案は許可ということで決定いたします。続きまして3号議案です。★★委員いかがでしょうか。

★★委員 この田はもともと買受人が借りてやっていた所ですので、問題ないと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 ここは大きな1枚の田の一部できれいに耕作してありますので、許可でよろしいと思います。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。3号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは3号議案は許可ということで決定いたします。続きまして4号議案です。★★委員いかがでしょうか。

★★委員 すぐ隣りの方がやるとのことで現地もきれいにしておりますので、問題ないと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 現地は耕作されていませんが草刈りをしておりまして、きれいに管理されておりました。自宅の隣接で家庭菜園的に利用されるということでございますので、許可でよろしいと思います。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。4号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは4号議案は許可ということで決定いたします。続きまして5号議案です。★★委員いかがでしょうか。

★★委員 この方は駐車場がないので、将来的に埋め立てて駐車場として利用されては困るなどの懸念はありますが、現在は、この方が耕作しておりますので問題ないと思います。

会長                   ★★委員いかがでしょうか。

★★委員               地目は田とありますが現況は畑で、買受人がきれいに耕作していますので、許可でよろしいと思います。

会長                   私も事前に相談を受けていまして、駐車場は別途借りたそうです。他にご意見はございますか。よろしいですか。5号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは5号議案は許可ということで決定いたします。続きまして6号議案です。★★委員いかがでしょうか。

★★委員               ここは遊休農地で荒れていたわけですが、この周辺がほとんど買受人が耕作しておりますので、問題ないと思います。

会長                   ★★委員いかがでしょうか。

★★委員               ここ数年、休耕していた場所ですが買受人は手広くやっていることもあり、今後きれいに管理してくれると思いますので、許可でよろしいと思います。

会長                   他にご意見はございますか。よろしいですか。6号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは6号議案は許可ということで決定いたします。続きまして農地法第5条の規定による許可申請について8号、9号議案の説明を事務局よりお願いします。

事務局               農地法第5条の規定による許可申請についてご説明します。  
はじめに8号議案です。申請地は、東部台三丁目地先、畑935㎡の内528.23㎡です。八千代三丁目の★★さんが松戸市の★★さん外1名から土地を買い受けて、宅地分譲用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、周辺は住宅地で住環境も良く、分譲地として適しているためとのことです。事業計画は、173.89㎡から178.09㎡の宅地分譲3区画です。  
次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は原則許可できる農地です。  
続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、埋立ては行わず整地のみとなっています。排水は雨水が宅内浸透処理後、オーバーフロー分は道路側溝へ放流、汚水は公共下水道へ接続します。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。  
その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については添付された必要書類で確認しております。

続きまして9号議案です。申請地は、小林字芝地先、畑745㎡です。長尾の★★さんが小林の★★さんから土地を買い受けて、宅地分譲用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、周辺は住宅地としてとても良好な場所であり分譲地として最適であると判断したためとのことです。事業計画は、263.92㎡と481.55㎡の宅地分譲2区画です。  
次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は原則許可できる農地です。  
続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、埋立ては行わず整地のみとなっています。排水は雨水が宅内浸透処理後、オーバーフロー分は南側の土地を經由し道路側溝へ放流、汚水は合併浄化槽処理後、同じく南側の土地を經由し道路側溝へ放流します。また、★★及び申請地南側の土地所有者である★★よりそれぞれ排水同意書が提出されております。確認が必要な隣接農地所有者は3名おり、確認を得ています。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については添付された必要書類で確認しております。説明は以上でございます。

会長 小委員会からの報告をお願いします。

第一副小委員長 小委員会の審議結果を報告します。8号議案、問題なく許可相当となっております。9号議案、これも問題なく許可相当となっております。以上です。

会長 8号議案、★★委員いかがでしょうか。

★★委員 ここは3種農地、用途地域で宅地のために作られたところですので、許可相当でよろしいと思います。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。8号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは8号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして9号議案です。★★委員いかがでしょうか。

★★委員 住宅地の中の結構広いところの一部ですけど、3種農地、用途地域ですので許可相当でよろしいと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 現地は畑になっておりまして、問題ないと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 周辺は既に住宅地で用途地域ですので、許可相当でよろしいと思います。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。9号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは9号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして10号議案農用地利用集積等促進計画案の意見についてです。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第10号農用地利用集積等促進計画案の意見について説明します。  
(内容等について説明する。)

会長 説明が終わりました。ご意見はございますか。(異議なしの声) それでは10号議案については意見なしとさせていただきます。  
次に報告に入ります。

事務局 次の事案を報告

- ・農地法第3条の3の規定による届出について
- ・軽微な農地改良の届出について
- ・地目変更登記申請に係る照会について
- ・その他

会長 以上で本日の総会を終了します。